

保険外併用療養費制度のご説明

医療法人徳洲会 六地蔵総合病院

同じ病気で病院や診療所に入院している期間が180日を超える患者さまの支払う医療費が、これまでの一部負担金に加えて、入院に関する費用（入院基本料等）の一部を自己負担していただくことになります。

1. 180日を超える入院期間

この180日を超える入院期間は、同じ病気で入院していた期間の日数を合計したものとなります。つまり、現在入院している医療機関で入院した日数だけではなく、他の医療機関に入院していた日数も含まれます。

2. 180日の期間の考え方

180日を超える入院期間は、他の医療機関に入院していた日数に現在入院している医療機関の入院日数を加算して数えます。ただし、医療機関を退院した後、また医療機関に入院している患者さまでも、対象とならない入院基本料を算定している患者さまは、その入院基本料を算定している期間は180日を超える入院期間に含まれません。

（対象とならない入院基本料には、結核・精神等の入院基本料があります）

- ①別の病気で入院した場合, ②退院してから3ヶ月以上入院しなかった場合,
- ③以前の病気が治癒した場合 などは、以前の入院期間は加算されません。

3. 180日を超えて入院している場合で、保険外併用療養費制度の対象とならない患者さま

180日を超えて入院している患者さまでも、術後や透析を行っている場合など、患者さまの状態によって一定の期間、保険外併用療養費制度の対象にならない期間があります。また、急に状態の悪くなった患者さまも、同様に一定の期間は保険外併用療養費制度の自己負担はありません。

4. 医療機関の義務・患者さまの義務（入院期間の確認）

患者さまの過去の入院歴によって、保険外併用療養費制度における自己負担の発生日が変わってしまいます。そのため、医療機関は患者さまの過去3ヶ月の入院歴を確認する義務が課せられました。また、同時に、患者さまが入院するときには、自身の入院歴を正確に申告する義務が課せられました。以前に入院した医療機関から「退院証明書」が発行されている場合は、入院した医療機関の窓口に必ず提出してください。

5. 正確な入院歴の申告をされなかった患者さま

患者さまが正確な入院歴を申告されなかった場合、そのことによって医療機関に損失（保険外併用療養費にかかる特別の料金分）が発生した場合は、さかのぼって医療機関から患者さまに損失費用の徴収をさせていただく場合があります。

*

*

*

患者さまのお支払いになる特別の料金は、保険者から医療機関に支払われる金額から差し引かれますので、医療機関の収入増となるものではありません。ご了承ください。

自費負担となる金額 : 入院基本料の15%
金額にして、 ⇒ 1日につき、2,412円 となります。

